

秋田県水と緑の森づくり税事業について

森林環境保全課 調整・森林環境チーム

目次

1. 秋田県水と緑の森づくり税事業について
(資料1)
2. 秋田県の森林ボランティアの支援等について
(資料2)
3. 令和8年度森林ボランティア活動支援事業一覧
(資料3)

秋田県水と緑の森づくり税事業について

【第4期5箇年計画（令和5年度～9年度）】

県では、豊かな水と緑を県民との協働で保全・創造し、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、平成15年4月に「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（愛称：水と緑の条例）」を施行しました。

この実現のためには、これまでの森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、環境や公益性を重視した森づくりを推進する必要があります。

このため、ふるさと秋田の森林は、その恩恵を受けている県民全体で支えるという視点に立ち、平成20年度から「秋田県水と緑の森づくり税」を創設し、「森林環境や公益性を重視した森づくり」や、「県民参加の森づくり」を実施しています。



森づくり税の概要

◇課税対象者：個人：（その年の1月1日現在で）県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方

法人：県内に事務所、事業所などがある法人等

◇税 率：個人：年額800円

法人：1,600円～64,000円（法人県民税均等割額の8%相当額）

◇課税方法：県民税（均等割）に上乗せして徴収します。

◇管理方法：目的とする施策を行う財源とするため、他の税金と区別して「秋田県水と緑の森づくり基金」に積み立てて管理します。

◇調査・審議：毎年の事業計画や取組状況など、基金の使い道について、民間委員で構成する

「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」で調査・審議します。



税収について

単位：万円

年度	合計	個人	法人
令和3年度	47,124	38,439	8,685
令和4年度	46,509	37,725	8,784
令和5年度	46,224	37,608	8,616
令和6年度	46,244	37,442	8,802
令和7年度	46,022	37,257	8,765

事業内容について

森林環境や公益性を重視した森づくり

秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

①豊かな森づくり

- 豊かな里山林整備事業
 - ・針広混交林化事業
 - ・広葉樹林再生事業

②安全・安心な森づくり

- 安全・安心な森整備事業
 - ・緩衝帯等整備事業
 - ・マツ林・ナラ林等景観向上事業
 - ・ナラ枯れ未然防止事業

③ふれあいの森づくり

- 森や木とのふれあい空間整備事業
 - ・ふれあいの森整備事業
 - ・木育空間整備事業

県民参加の森づくり

秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

みんなでつくる森づくり

- 県民参加の森づくり事業
 - ・森林ボランティア活動支援事業
 - ・森づくり県民提案事業
 - ・市町村等の森づくり活動支援事業
- 森林環境教育推進事業
 - ・森林環境学習活動支援事業
 - ・森林環境教育指導者養成事業
- 普及啓発事業
 - ・普及啓発活動
 - ・あきた森づくりサポートセンターの運営
 - ・秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会
 - ・森林環境保全に関する試験研究

秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

①豊かな里山林整備事業

○針広混交林化事業

概要：生育の思わしくないスギ人工林等を公益的機能の高い広葉樹との混交林へ誘導します。

事業主体：市町村、財産区、森林組合、林業事業体、県等

対象森林：県内民有林（公有林・私有林）のうち生育の思わしくないスギ人工林等

実施条件：20年間皆伐と転用を制限する協定を締結します。

事業内容：現況調査、誘導伐（本数率で40％程度の伐採）、作業道整備等



○広葉樹林再生事業

概要：過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動植物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図ります。

事業主体：市町村、県

対象地：県内民有林で、天然更新による森林形成が困難な箇所

放牧跡地等で、将来再利用しない箇所

事業内容：検討委員会開催、現況調査（区域測量、土壌調査等）、植栽、下刈等



秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

② 安全・安心な森整備事業

○緩衝帯等整備事業

概要：クマ等の野生動物が出没し、人的な被害などのおそれのある森林において、緩衝帯等を整備し、野生動物の出没の抑制を図ります。また、主要道路や通学路沿い等の藪化・過密化している森林を整備し、森林環境の保全や景観の向上を図ります。

事業主体：市町村、財産区、森林組合、林業事業体、県等

対象森林：県内民有林で、クマ等の野生動物の出没が確認された森林や、主要道路沿いや通学路沿い等の藪化・過密化している森林

事業内容：現況調査、下刈、除伐、整理伐、枝打ち等

○マツ林・ナラ林等景観向上事業

概要：松くい虫及びカシノナガキクイムシ被害等により枯れたマツやナラ林等で、景観維持や安全面に支障がある枯損木の伐採と健全化に向けた植栽を行います。

事業主体：市町村、県

対象森林：県内民有林で、景観維持や安全面に支障があるマツ林やナラ林等を優先的に伐採します。

事業内容：枯れマツ及び枯れたナラ等の伐採・植栽、破碎処理等



秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

② 安全・安心な森整備事業

○ナラ枯れ未然防止事業

概要：ナラ枯れ被害を未然に防止するため、被害木周辺の高齢ナラ林を伐採し、更新による森林の若返りを図ります。

事業主体：市町村、森林組合、林業事業体

対象森林：県内民有林で、ナラ枯れ被害が発生している高齢ナラ林を伐採します。

事業内容：被害木及びその周辺30mの健全木の伐採、造材、林外搬出等



秋田県水と緑の森づくり事業（ハード事業）

③ 森や木とのふれあい空間整備事業

○ふれあいの森整備事業

概要：身近な森林等のうち、「森林浴リフレッシュ・健康づくりの森」、「湧水・名水の森」、「森林ボランティアの森」、「学びの森」の4つの視点で、県民が森林とふれあえる「森や水とのふれあい拠点」を整備します。

実施主体：市町村、財産区、小中学校、自治会、県等

対象森林：森林公園又は森林が1／5以上を占める箇所であること。営利を目的とせず、整備後に適切な管理を行う管理者がいること。権利者が国以外であること。

実施条件：施設の活用及び管理等に関する協定を締結すること。

事業内容：全体計画調査、森林整備、路網整備、標識類整備、休憩施設整備等



○木育空間整備事業

概要：木の良さや森林の大切さ等について理解を深めるため、公共施設等において、親子で直接木を見て、ふれあえることのできる「木育体験空間」を整備し、木育の促進を図ります。

実施主体：市町村、県

対象施設：市町村等の公共施設や不特定多数の利用が見込める施設。

実施条件：営利を目的とせず、整備後に適切な管理を行う管理者がいること。権利者が国以外であること。

事業内容：設計、木育関連資材整備、木育空間整備等



秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

① 県民参加の森づくり事業

○森林ボランティア活動支援事業

概要：森づくり活動を行っている森林ボランティア団体の活動を支援します。

事業主体：森林ボランティア団体※県の森林ボランティア団体一覧表に登載されていること。

事業内容：森づくり活動、森づくりの普及啓発活動補助額：1件あたり85万円を上限とする。

実施条件：県内で実施されること。営利を目的としないこと。 など



○森づくり県民提案事業

概要：県民の自由な発想により、自ら実行する森づくり活動を支援します。

応募対象者：法人格を有する団体、PTA、自治会等の地域住民団体等

事業内容：森林の保全・体験活動や森づくりの普及啓発活動等※柔軟な発想や企画を募集。

補助額：1件あたり40万円を上限とする。（クマ対策は100万円を上限）

実施条件：県内で実施されること。営利を目的としないこと。 など



秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

① 県民参加の森づくり事業

○市町村等の森づくり活動支援事業

概 要：地域で行われる植樹・育樹などの森づくり活動や、森づくりに関する研修会などの普及啓発活動を支援します。

事業主体：市町村、森林組合等事業内容：植樹・育樹などの森づくり活動、シンポジウム、セミナー、講演会、現地研修会の開催等

補 助 額：1件あたり100万円を上限とする。

実施条件：森づくり税の趣旨に適合すると認められる活動であること。参加予定人数が50人以上であること。 など



秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

② 森林環境教育推進事業

○森林環境学習活動支援事業

概要：次代を担う児童・生徒等を対象とした森林環境教育活動を支援します。

事業主体：市町村、小中学校、幼稚園、保育所、教育関係団体等

事業内容：森林環境学習活動及び森林・林業作業体験活動、木育活動

補助額：1件当たり50万円を上限とする。

実施条件：1件当たり20人以上の参加であること。又は、1学年以上の取組であること。

○森林環境教育指導者養成事業

概要：小・中学校教員や森林ボランティア会員、保育士等を対象とした、森林環境教育を実践できる指導者を養成します。

実施主体：県



秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

③ 普及啓発事業 実施主体：県

○普及啓発活動

概要：県民の森林・林業に対する理解を深めるため、「水と緑の森林祭」の開催など、普及啓発活動を実施します。



○あきた森づくり活動サポートセンターの運営

概要：県民による森林ボランティア活動を推進するため、県民のボランティア活動の取組をサポートするワンストップ窓口「あきた森づくり活動サポートセンター」を運営します。

内容：事業に関する情報の提供、森林ボランティアの育成研修・報告会、森づくり活動の指導者派遣 等



○秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会

概要：森づくり税の使途等に県民の意見を反映させるため、民間委員で構成する「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」を設置し、森づくり税の使途などについて調査・審議を行います。

○森林環境保全に関する試験研究

概要：森林環境保全に関する調査や、事業を効果的に実施するための調査・検証等を行います。



秋田県の森林ボランティアの支援等について

○森林ボランティア活動支援事業（秋田県水と緑の森づくり税事業）

令和 8 度事業実施団体：25 団体

県民参加の森づくり事業実施要領第 4【森林ボランティア活動支援事業】を抜粋

第 4 事業内容

1 森林ボランティア活動支援事業

- (1) 森林ボランティア活動支援事業は森づくり活動と普及啓発活動の事業区分と森づくり活動と普及啓発活動の事業区分とする。

ア 森づくり活動

- (ア) 海岸松林の森林再生活動（植樹・育樹活動）
- (イ) 伐採跡地等の森林再生活動（植樹・育樹活動）
- (ウ) 手入れ不足森林の整備活動（下刈、除伐、間伐、枝打ち等）
- (エ) 集落近くの里山林の整備活動（下刈、除伐、間伐、枝打ち等）
- (オ) ナラ枯れ防除等の保全再生活動（巡視、木材利活用、植樹等）
- (カ) クマ等の野生動物出没抑制対策としての里山林等の整備活動（下刈り、除伐、間伐、枝打ち等）

イ 普及啓発活動

- (ア) 森づくり活動や技術習得を目的とする普及啓発活動（現地研修会、講習会、シンポジウム等）
- (イ) 森林ボランティア活動への関心と理解を深めるための普及啓発活動（現地研修会、講習会、シンポジウム、研修会等）
- (ウ) 木育への関心と理解を深めるための普及啓発活動（木工教室、研修会、シンポジウム等）

※「木育」については、「水と緑の森づくり税事業の細部基準について」を参考にすること。

(2) 事業採択基準

ア 県の森林ボランティア団体一覧表に登載された団体であること。

イ 参加予定者が 20 人 以上であること（事務局員等は含まない）。

ウ 普及啓発活動にあっては、「秋田県水と緑の森づくり税」の趣旨に適合すると認められる活動であること。

エ 秋田県内で行われるものであって営利を目的とした活動でないこと。

※同一の活動内容を継続する団体にあっては 3 年以内を原則とする。ただし、活動フィールドが広く、長期間にわたって森づくり活動を要するなどの特別な事情があるときはこの限りでない。

(3) 事業実施主体

森林ボランティア団体

※県の森林ボランティア団体一覧表に登載されている団体であること。

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象経費
森づくり活動	報償費（外部講師謝金）
	旅費（外部講師旅費、事務局員等旅費）
	需用費（消耗品費、苗木、肥料等の資材、草刈り機等の修繕費等）
	役務費（通信運搬費、傷害保険料等）
	委託料（地ごしらえ・刈払い費等）
	使用料及び貸借料（バス借上料、会場借上料等）
	食料費（飲料費）
	講習会受講料（機械操作講習受講料）
普及啓発活動	報償費（外部講師謝金）
	旅費（外部講師旅費）
	需用費（消耗品費、印刷製本費等）
	役務費（通信運搬費等）
	委託料（研修会等のリーフレット・ポスター作成、森林ボランティア活動紹介冊子等の作成等）
	使用料及び貸借料（バス借上料、会場借上料等）

※需用費、資材購入費は、机・椅子・カメラ等汎用性のあるものを除く。

※委託料は自力で出来ない最小限の範囲とし、事業費総額のおおむね3割程度を上限とする。ただし、チェーンソーや刈り払い機等の機械操作を伴う森づくり活動にあつては6割まで拡大することができる。

※委託をする場合、諸経費は直接費の10%以内とし、再委託は禁止とする。

※団体構成員自らの出役に対する賃金、報償費は対象外とする。

※食料費は森づくり活動参加者の飲料費とする。

※講習会受講料は、林材業労災防止協会等が実施するチェーンソーや刈り払い機等の操作研修に参加する際の受講料とする。

(5) 補助率及び補助対象経費の上限

補助率は補助対象経費の10分の10以内とし、上限は85万円とする。

(6) 事業計画書の提出

補助事業者は、事業計画書（様式第1号）を農林水産部長が指定する日までに当該補助事業者の活動場所（広域で活動する場合は主たる活動場所）又は所在地が属する地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

なお、計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 実施計画書（様式第2—1号）

イ 森林ボランティア団体の概要（様式第3号）

※会員一覧表等の会員がわかる資料を添付すること。

ウ 位置図（活動場所を記載）

エ 現況写真（活動予定森林等）

【細部基準】（抜粋） 第2 ソフト事業

1 補助事業の経費について

各補助事業の経費については、各事業実施要領で定めるほか、次の点に留意しながら算定するものとする。

(1) 事業経費の算定にあたっては、実施計画の内容と整合させ、関連のないものについては計上しないこと。

(2) バスの使用料については、参考見積書を徴収した上で費用を算出し、実施段階においては複数見積書を徴収して経費の節減に努めること。ただし、市町村等において財務規則等の定めがある場合はこの限りではない。

また、県民参加の森づくりという視点から、バスの移動については原則として県内移動分を補助対象とし、県外移動分については自己負担とすること。

(3) 耐久資材（スコップ、唐鍬、ナタ、鎌、ノコギリ等）については、必要最小限の数量（おおむね参加者の2／3程度）とすること。

また、購入資材は使い捨てることなく、かつ、参加者に記念品として配布せず、概ね3年以上の継続利用に努めるものとする。

(4) 汎用性のある物品（机、テーブル、椅子、テント類、デジタルカメラ、トランシーバー、雨具、長靴なども含む）や備品（単価が3万円以上の物品）は補助対象外として計画すること。

(5) 参加者への記念品は計上しないこと。ただし、活動の一環として木工クラフトなど体験活動に伴う成果品についてはこの限りではない。

(6) 旅費は原則として外部講師及び外部講師との打合せに要する職員等の旅費、事業実施及び準備、機械操作研修受講のための宿泊を含まない職員等の移動の旅費とする。体験施設等での宿泊経費は対象とならないので留意すること。

(7) 委託や賃金の支払いは、事業実施主体及びその会員は、対象外となるので留意すること。

(8) 木製おもちゃ及び図書の購入は原則として1実施主体につき水と緑の森づくり税事業計画期間内（概ね5年ごと）に1回のみ認める。

(9) 木製おもちゃ及び図書の購入は森林環境教育に必要と認められるもののみを対象とする。

(10) 木製おもちゃ及び図書の購入額は需用費の範囲である事業費のおおむね2割以内を上限とし、1個あたり3万円を超えるものは認めない。

(11) 木育制作キットは原則として、1個あたり2千円を上限とする。ただし、小・中学校等が実施する地域の伝統文化の体験等で2千円を超える場合は、これを認める場合がある。

(12) 木製おもちゃ、木製品制作キットは原則として、県内産または国内産のものとする。ただし木製品製作キットのうち、1個あたり100円程度の安価なものや制作の一部に使用する材料等は除く。

(13) 補助対象経費として、園庭の草刈りやグラウンドの整備など施設の管理等と判断されるものは認めない。

(14) クレジットカードや電子決済により支払った経費は補助対象としない。

(15) 消耗品や資材等は、原則として県内の事業者、県内に店舗を有する事業者等から購入すること。

(16) 外部講師の謝金、旅費の対象は、原則として県内の講師とし、県外講師については、余人を持って代えがたいと認められる場合のみ、これを対象とする。

2 植樹について

- (1) 植栽樹種については、植栽地域周辺の自然環境と調和する樹種で、原則として将来高木になりうる樹種とし、外来種、移入種（園芸種含む）は選定しないこと。
- (2) 植栽木については、特別な理由がある場合を除き、原則として2.0m以下の苗とし、より多くの参加者が植栽できるように配慮すること。（市町村等の森づくり活動支援事業についてはおおむね3.0mまで可とする。）
- (3) 植栽後の維持管理についても適切に計画すること。
- (4) 植栽場所については、森づくりという観点から原則として山林内及びその周辺地域として一体的に管理できる場所とし、公園（森林公園含む）や建物敷き等のみの緑化的な植樹は行わないこと。ただし、学校等において環境学習活動の一環として学校敷地内に植樹する場合についてはこの限りではない。

3 関係法令における手続きについて

耕作放棄地等への植樹や、土地の形状変更、構造物の設置などを行う場合は、関係する法令等の手続きを行ったうえで実施計画を作成すること。手続き中の場合は、事業着手前に手続きを確実に完了させること。

4 参加者の定義について

計画書や実績報告における参加者（予定者）については、次の者を除いた人数で算定するものとする。

- (1) 事務局等（保護者は除く）
- (2) 森林整備活動の指導者や講師
- (3) 森づくり活動を主に参加していない者
- (4) その他除外すべき者

5 活動フィールドについて

補助事業を活用して活動するフィールドについては、各事業実施要領で定めるほか、次の点に留意すること

- (1) 国有林内で活動を行おうとする場合は、そこで活動を行う必要性について十分説明できること。
- (2) 団体構成員の所有する山林で活動を予定している場合は、会員以外の参加も募るなど、団体のみの閉鎖的な活動としないこと。

6 活動回数について

森林ボランティア活動支援事業においては、原則として年数回の継続的、かつ計画的な活動とするものとし、一過性の取り組みとしないこと。

7 安全対策について

- (1) 屋外での作業のほか、屋内での木工クラフト等を行う場合は、参加者に傷害保険をかける等の配慮を行うこと。
- (2) チェーンソーや刈り払い機等操作を伴う森づくり活動の実施にあたっては、林材業災害防止協会等が実施する操作研修に参加するなど、安全対策に努めること。

8 委託について

(1) 県民参加の森づくり事業のうち、森づくり県民提案事業及び森林ボランティア活動支援事業については、補助対象経費に対して委託料がおおむね3割を超えないように事業計画を作成し実行すること。

ただし、チェンソーや刈り払い機等機械操作を伴う森づくり活動に限り、委託料を補助対象経費の6割まで拡大できるものとする。

(2) 委託は、自ら実施できない最低限の作業等のみに限って行うこととし、資材の手配等も含めて委託するなど、安易に委託として行わないこと。

(3) 作業等の一部を委託する場合は、請書あるいは契約書等の書面に委託者と受託者の双方の責任を明記して契約書を取り交わすなど、適切な契約行為を行うこと。

9 継続事業について

原則として、同一の取り組み内容を行う場合は、最長3年を限度に補助対象として認めることができるものとする。

ただし、中長期的な計画にもとづく活動や、年々広がりを見せる活動、あるいは、3年を経過した同一の内容の場合であっても実施主体の自助努力が認めれる等（※）の発展性が認められる活動については、3年を超える事業採択も認めうるものとする。

※例としては、外部委託を圧縮して自力実施分を増やしたり、新たな取り組みを盛り込んでいくなど。

10 補助事業の採択について

(1) 森林ボランティア活動支援事業については、3回までの採択を原則とし、4回以降は、予算の範囲内での対応とする。

(2) 市町村等の森づくり活動支援事業の採択は、森林環境譲与税の譲与額の少ない市町村を優先して採択するほか、年度計画を超える補助申請があったときは、市町村等の森づくり活動支援事業以外の事業を優先し採択する場合がある。

11 広報活動について

水と緑の森づくり税が活用されていることを十分に周知しながら事業を展開し、事業終了後においても広くその成果を公表し、PRに努めること。

12 森づくり県民提案事業と森林ボランティア活動支援事業との関係について

森づくり県民提案事業は、森づくり活動に新たに取り組む団体のための事業であることから、森づくり県民提案事業で3年程度経験を積み、その後も森づくり活動を行う場合には、県の森林ボランティア団体に登録して、森林ボランティア活動支援事業に移行すること。

13 他事業との重複について

同一年度において、水と緑の森づくり推進事業内での事業重複は認められないが、各補助事業実施主体において他の支援と森づくり推進事業を組み合わせる場合は、それぞれの活動日を分けるなど経費を明確に区分すること。

また、その場合、県民参加の森づくりに資する内容から逸脱しないように計画すること。

1 4 森林ボランティア活動支援事業及び県民提案事業におけるクマ対策事業について

細部基準に定めていない事項については、別紙「ソフト事業におけるクマ対策についての考え方」によるものとする。

1 5 事業実施主体について

事業実施主体は、秋田県内の団体等であることとし、代表者が県内の者であっても事務局員が県外の者である等、実質的に県内の団体の活動であると判断できない場合は補助対象としない場合がある。

来年度改正内容（予定）

- ・安全対策に係る物品の購入については、補助対象外とする。

ソフト事業におけるクマ対策についての考え方

①事業費

県民提案事業は上限40万円であるが、クマ対策事業については、緊急性や安全安心確保の観点から、毎年度定める要領に記載する上限以内とする。

また、地形や作業内容等により、単年度で終了しない場合は、複数年で計画的に実施することを検討する。

②委託の上限

ソフト事業における委託の上限は3割（チェーンソーや刈り払い機等機械操作を伴う森づくり活動は6割）とする。また、県民提案事業で実施するクマ対策のうち、除伐や刈り払いについては、初年度に限り、委託料を補助対象経費の8割まで拡大できることとする。

③自主的取組の促進

長期的には、外部委託に頼ることなく、地元住民等が自主的に隣接森林の林内環境整備を行っていく必要があることから、燃料代や資材費などの自主的取組経費も計上できるものとする。

④林内環境整備の実施箇所

林内環境整備は、民家や耕作地にクマが近寄りにくくするために実施するものであることから、概ね民家や耕作地から30m程度までとする。

また、現場状況に合わせて、森林を主体としつつも、接する原野などもあわせて刈り払いした方が効果が高い場合は、一部、隣接する森林以外の箇所の刈り払いも事業の対象とできるものとする。森林以外の箇所については、整備面積のおおむね3割以内になるよう計画するものとする。

⑤森林の理解の促進

森づくり税の趣旨を活かして、森林の役割、木材の活用、森と野生動物との関わりなどの勉強会の開催経費（場所代、講師謝礼等）も積極的に計上することとする。

令和8年度 森林ボランティア活動支援事業一覧

資料 3

市町村名	実施主体	事業内容	箇所名等	参加人数 (見込み)	備考
鹿角市	米代川源流自然の会	森林整備	鹿角市花輪外1柴内山外	50	
	鹿角市河川漁業協同組合	森林整備	鹿角市十和田大湯字田代平 「採草放牧地跡地」	70	
	甘露の森里山林保全チーム	森林整備	鹿角市花輪字甘露地内	50	
北秋田市	グリーンメイク(清流を守る会)	森林整備	北秋田市米内沢	50	
大館市	アミュージングサポートあそぶ	普及啓発(木育)	大館市「ほくしか鹿鳴ホール」	444	
能代市	ニツ井宝の森林(やま)プロジェクト	森林整備、普及啓発	能代市梅内地区	215	
	富根地区協議会	森林整備	能代市ニツ井「ブナの森ふれあい伝承館」	70	
	能代木材産業連合会	普及啓発(木育)	県内中学校・高校、能代市木の学校	500	
	能代で木育を推進する会	普及啓発	能代松陽高校、能代市ニツ井地域		廃止
藤里町	NPO法人あきた白神の森倶楽部	森林整備、普及活動	藤里町粕毛地内 岳岱自然観察教育林	60	
八峰町	NPO法人白神ネイチャー協会	森林整備、普及活動	八峰町八森字三十釜「ぶなっこランド」	250	
秋田市	炭やきで夕日の松原まもり隊	森林再生	秋田市「夕日の松原」	480	
	秋田県森の案内人協議会	森林整備、普及啓発	秋田市河辺ほか	130	
	あきたグッド・トイ委員会	普及啓発(木育)	秋田市、北秋田市	200	
	NPO法人子育て応援Seed	普及啓発(木育)	秋田市子ども広場	160	
	雄和椿川地区熊対策協議会	森林整備(熊)	秋田市雄和椿川地区	250	
	MV東北秋田緑の少年団	普及啓発(自然観察会)	秋田市、にかほ市、雄勝郡	140	
	秋田県木材青壮年団体連合会	普及啓発活動(木工工作コンクール)	秋田市内	50	
	和田公園愛護会	普及啓発活動(標柱、看板設置)、里山林整備	秋田市河辺和田公園	30	
五城目町	もっと森山をもりあげ隊	森林整備	五城目町森山	405	
由利本荘市	本荘海岸林を守る会	普及啓発	由利本荘市旧由利町町村地区ほか	400	
	新山松原再生プロジェクト	森林整備	由利本荘市石脇地区	290	
にかほ市	九十九島の松を守る会	森林整備	にかほ市象潟 九十九島	150	
大仙市	八乙女山を守る会	森林整備、普及啓発	中仙地区「八乙女公園」	272	
湯沢市	森人の会	森林整備	湯沢市小野「くまさんの王国里山」	300	
	羽後八面森づくり倶楽部	森林整備	湯沢市駒形町字木戸ヶ沢	200	
計	25件			5,216	